

# 目標設定型排出量取引制度の クレジットを活用した取組

埼玉県 環境部 温暖化対策課

令和元年 11 月22日

P.10 クレジット募集の終期について追記しました（令和2年6月）

# 1. クレジットを活用した カーボンオフセットの取組

# 1 クレジットを活用したカーボンオフセットの取組

## カーボンオフセットに協力の経緯

- 平成23年度から「目標設定型排出量取引制度」を実施し、対象事業者のCO2削減努力により目標を達成



590万トンのクレジット（超過削減量）  
（対象事業者の努力に応える方策を検討）



埼玉県が実施するカーボンオフセットの取組  
（ゼロカーボン埼玉）に協力

# 1 クレジットを活用したカーボンオフセットの取組

## カーボンオフセットとは？

これら取組の総称を「**ゼロカーボン埼玉**」としてカーボンオフセットを実施します。

カーボンオフセットとは、自らの取組だけでは削減しきれないCO<sub>2</sub>排出量を、他の場所での排出削減量で充当することです。

### 東京オリンピック・パラリンピック

約273万トン  
(施設建設、運営、観客)

### ゼロカーボン3デイズin2019

約3万トン  
(ラグビーW杯2019試合開催日  
熊谷市のCO<sub>2</sub>排出量)



オフセットに協力



オフィス・工場など  
(目標設定型排出量取引制度対象事業所)



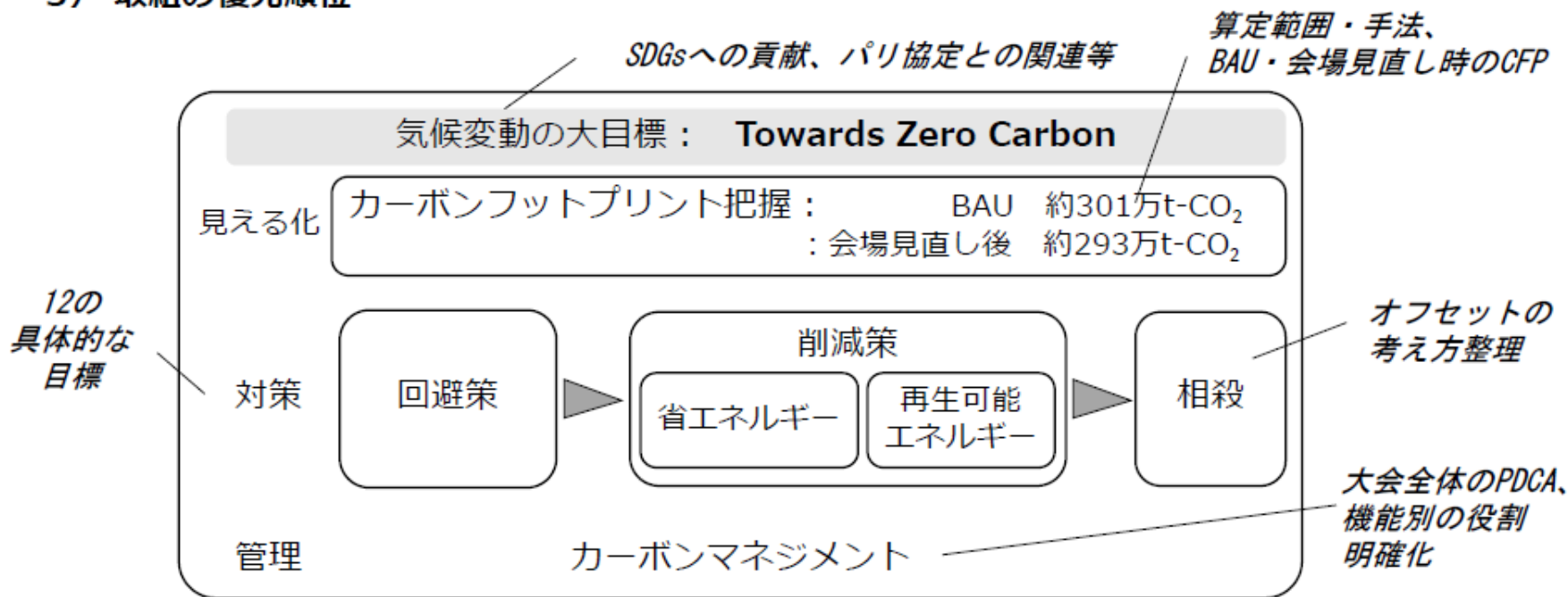
CO<sub>2</sub>削減量(クレジット)

# 1 クレジットを活用したカーボンオフセットの取組

## 「東京2020大会のカーボンオフセット」への協力①

### ● 持続可能性に配慮した運営計画第二版 (2018.6 東京2020組織委員会)

#### 3) 取組の優先順位



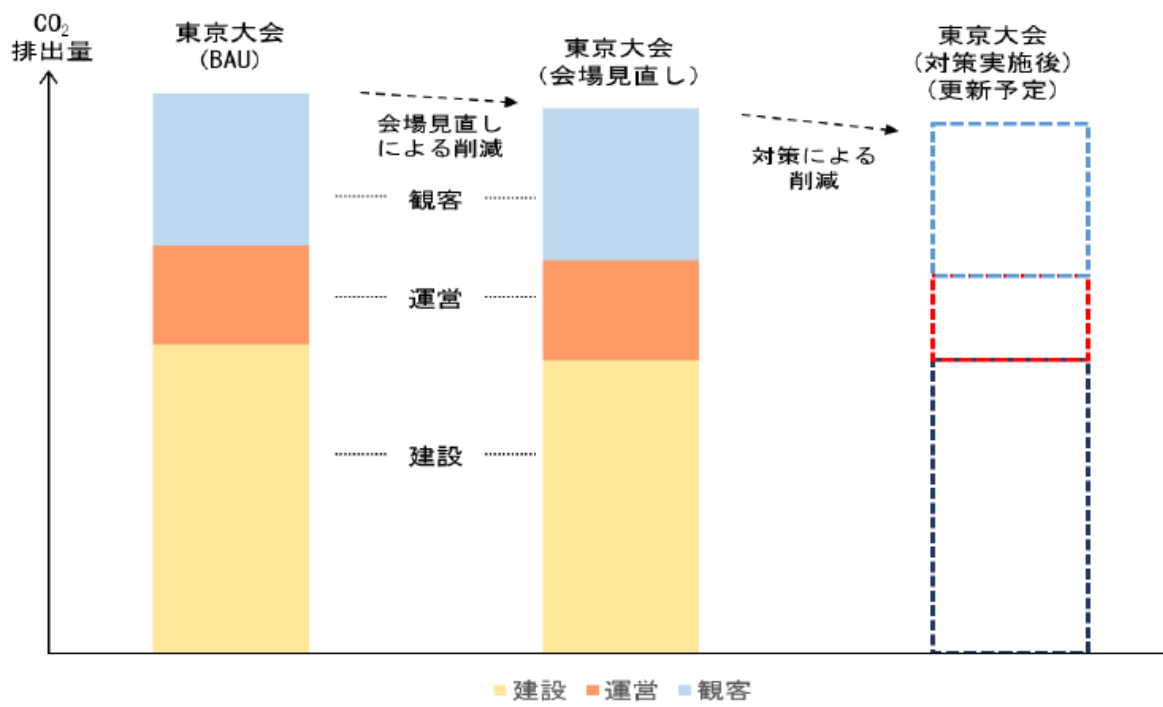
SDGsやパリ協定を実現するうえで重要な転換点となるよう、大会により脱炭素化の礎を築き、気候変動に係るCO<sub>2</sub>排出回避・削減・相殺及び全体のカーボンマネジメント等について、大会の計画を策定

出典：東京2020組織委員会HP

# 1 クレジットを活用したカーボンオフセットの取組

## 「東京2020大会のカーボンオフセット」への協力②

● 持続可能性に配慮した運営計画第二版 (2018.6 東京2020組織委員会)



東京 2020 大会の CFP

区分	東京 (BAU)	東京 (会場見直し等による削減)
建設	166 万 t-CO <sub>2</sub>	158 万 t-CO <sub>2</sub>
運営	53 万 t-CO <sub>2</sub>	53 万 t-CO <sub>2</sub>
観客	82 万 t-CO <sub>2</sub>	82 万 t-CO <sub>2</sub>
輸送インフラ	該当なし	該当なし
合計	301 万 t-CO <sub>2</sub>	293 万 t-CO <sub>2</sub>

出典: 東京2020組織委員会HP

# 1 クレジットを活用したカーボンオフセットの取組

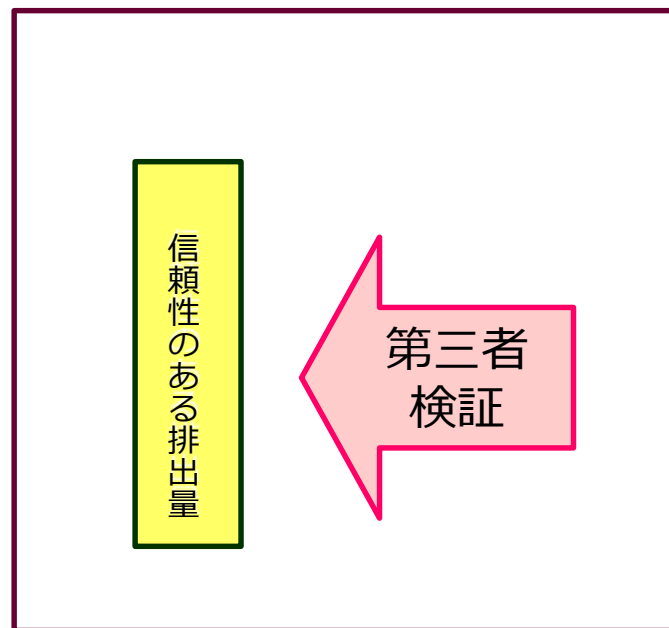
## 「東京2020大会のカーボンオフセット」への協力③

- 目標設定型排出量取引制度は、  
第三者の「検証」により、排出量の正確性・信頼性を確保。

第三者の「検証」により  
正確性・信頼性の確保された排出量を確定し  
目標達成を確認します。

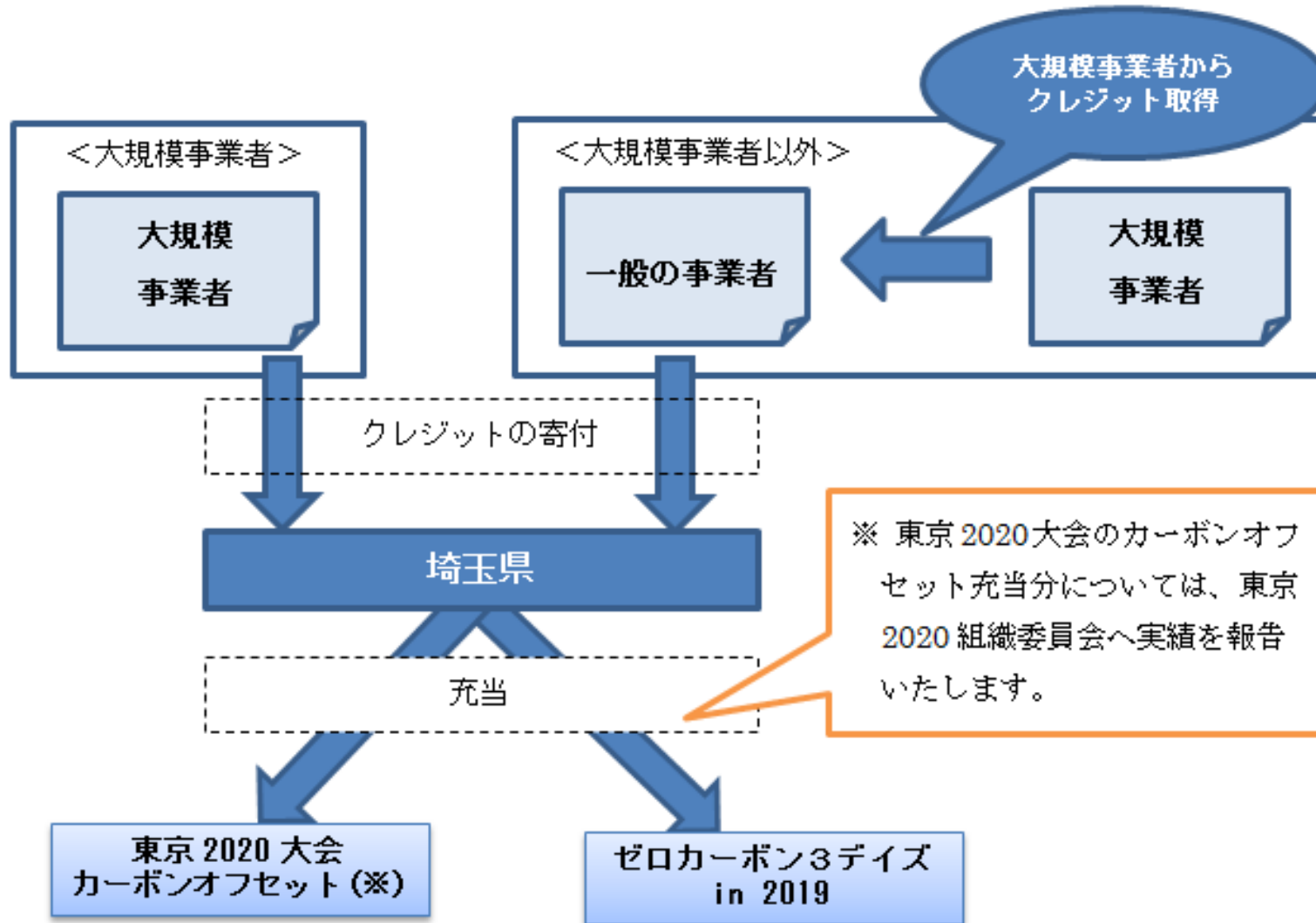
基準年度・削減計画年度について  
第三者検証を受検していただきます。

※既に基準年度の検証を第1削減計画期間で  
受験している事業所は、  
再度、第2削減計画期間で  
基準年度検証を受ける必要はありません。



※この正確性・信頼性の確保が、  
「東京2020大会のカーボンオフセット」に活用できるクレジットの条件を満たす。

# 1 クレジットを活用したカーボンオフセットの取組 事業全体のスキーム





# 1 クレジットを活用したカーボンオフセットの取組

## 募集対象クレジット

### 目標設定型排出量取引制度における

#### ● 超過削減量

大規模事業所（制度対象事業所）において、目標を上回って削減された量

#### ● 県内中小クレジット

埼玉県内の中小規模事業所（制度対象外の事業所）において、  
設備更新対策により削減された量

※ 認められる削減対策には、制限があります

※ 削減対策（工事）を実施する前に、あらかじめ計画の申請・承認が必要です

※ 第三者による検証が必要です

### 【留意事項】

- 一度、県に寄付いただいたクレジットはお戻しできません。  
（大規模事業所の目標達成に支障のない範囲での申請をお願いいたします。）
- 寄付いただいたクレジットは、県が無効化（クレジットを目標設定型排出量取引制度における目標達成以外で利用すること）を行い、「東京2020大会のカーボンオフセット」及び「ゼロカーボン3デイズin2019」に充当します。

# 1 クレジットを活用したカーボンオフセットの取組

## 募集期間

平成30年11月1日から簡易電子申請システムにより受付開始

埼玉県電子申請・届出サービス

<https://s-kantan.jp/pref-saitama-u/offer/userLoginDispNon.action?tempSeq=8730>

東京2020組織委員会が目指す「東京2020大会のカーボンオフセット」への協力

平成30年11月1日(木曜日)から令和2年9月7日(月)まで

※ 申請書類必着

※ 「ゼロカーボン3デイズin2019」については募集を終了しております。

# 1 クレジットを活用したカーボンオフセットの取組

## クレジットを御提供いただいた皆様へ①

### (1) 県からの「御礼状」等の交付

寄付いただいた方全員に、知事名の「御礼状」を交付いたします。

また、**1万トン以上**寄付いただいた大口寄付者の方へは、「御礼状」とは別に、「感謝状」も交付します。

(交付時期及び方法等は、別途お知らせいたします。)

### (2) 県のホームページへの寄付事実の公表

寄付事業者の法人名(一般管理口座の名義)を埼玉県ホームページに掲載します。また、任意で寄付事業者の企業ホームページトップのURLを埼玉県ホームページに掲載いたします。

# 1 クレジットを活用したカーボンオフセットの取組

## クレジットを御提供いただいた皆様へ②

### (3) 法定報告書等への記載

寄付事業者が作成・発行する法定書類(IR報告など)に、埼玉県へクレジットを寄付したことについて、記載することができます。

(詳しくはP32, 33を御覧ください。)

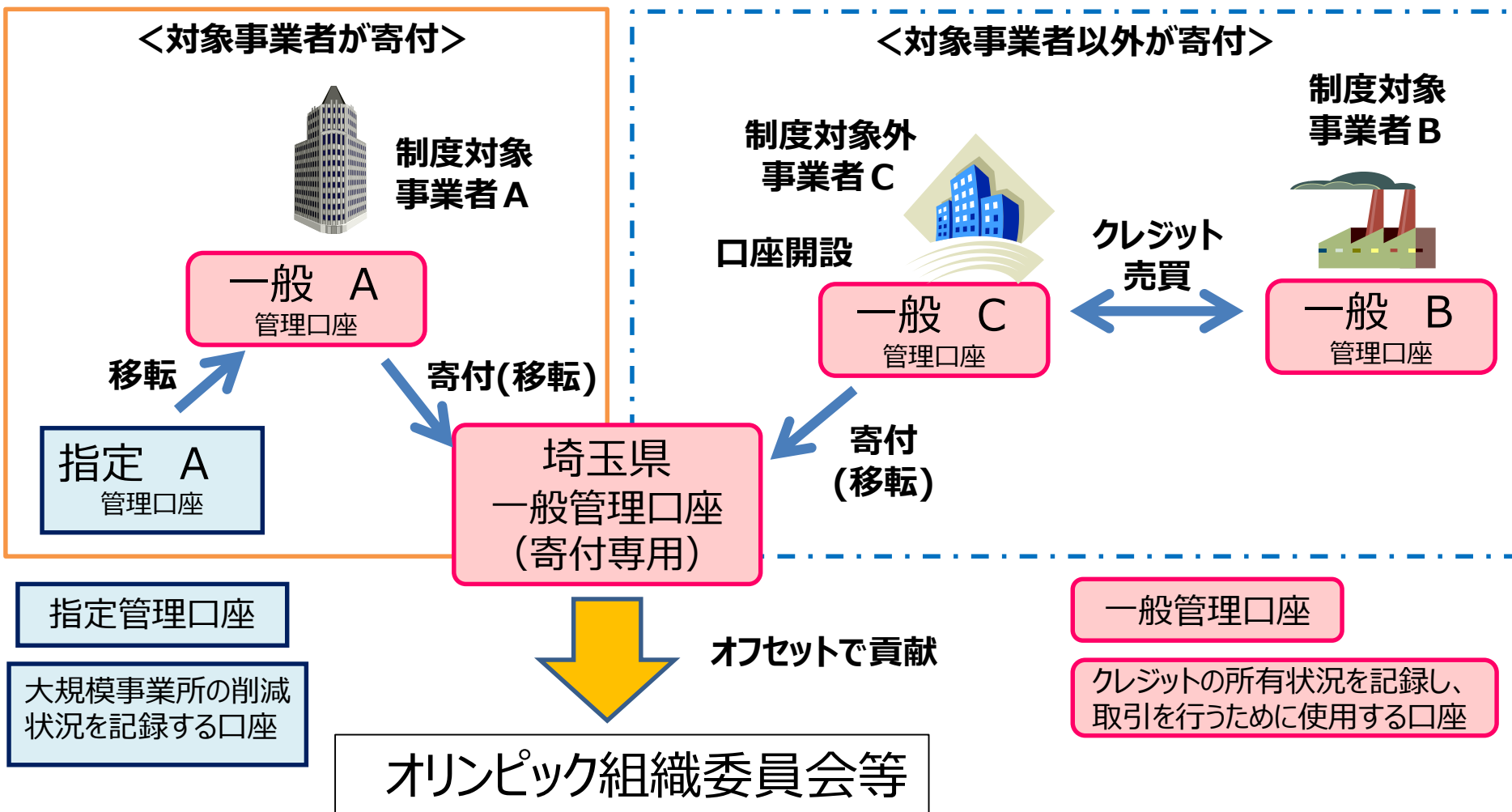
### (4) 寄付事業者における寄付事実の公表

寄付事業者のホームページ等で、埼玉県の取組に協力した旨、公表いただけます。ただし、公表できる内容が限定されます。

(詳しくはP34～36を御覧ください。)

# 1 クレジットを活用したカーボンオフセットの取組 排出量取引制度のクレジット寄付の方法

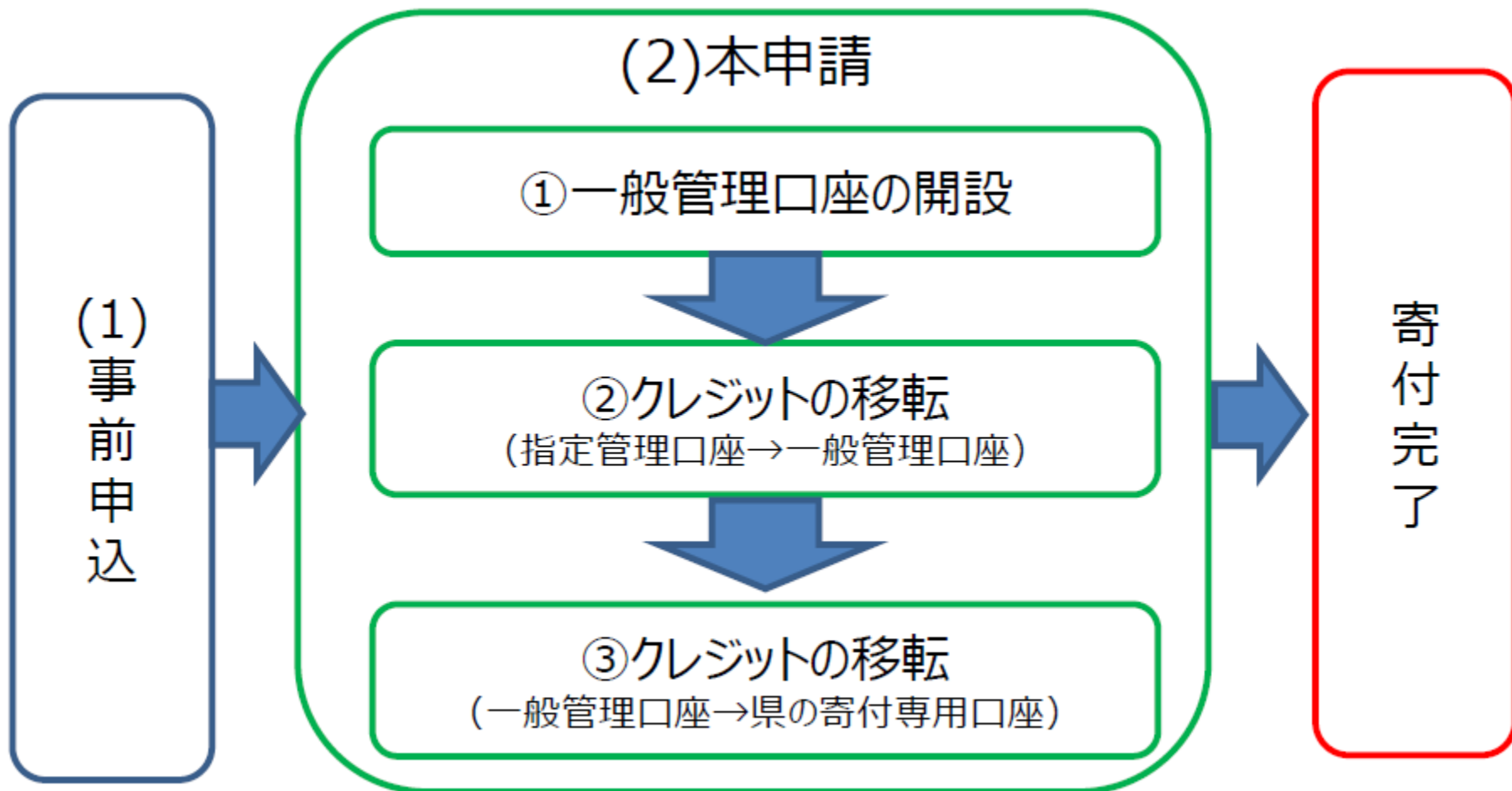
排出量取引と同様の流れで実施する。



## 2. クレジット寄付の実務

## 2 クレジット寄付の実務

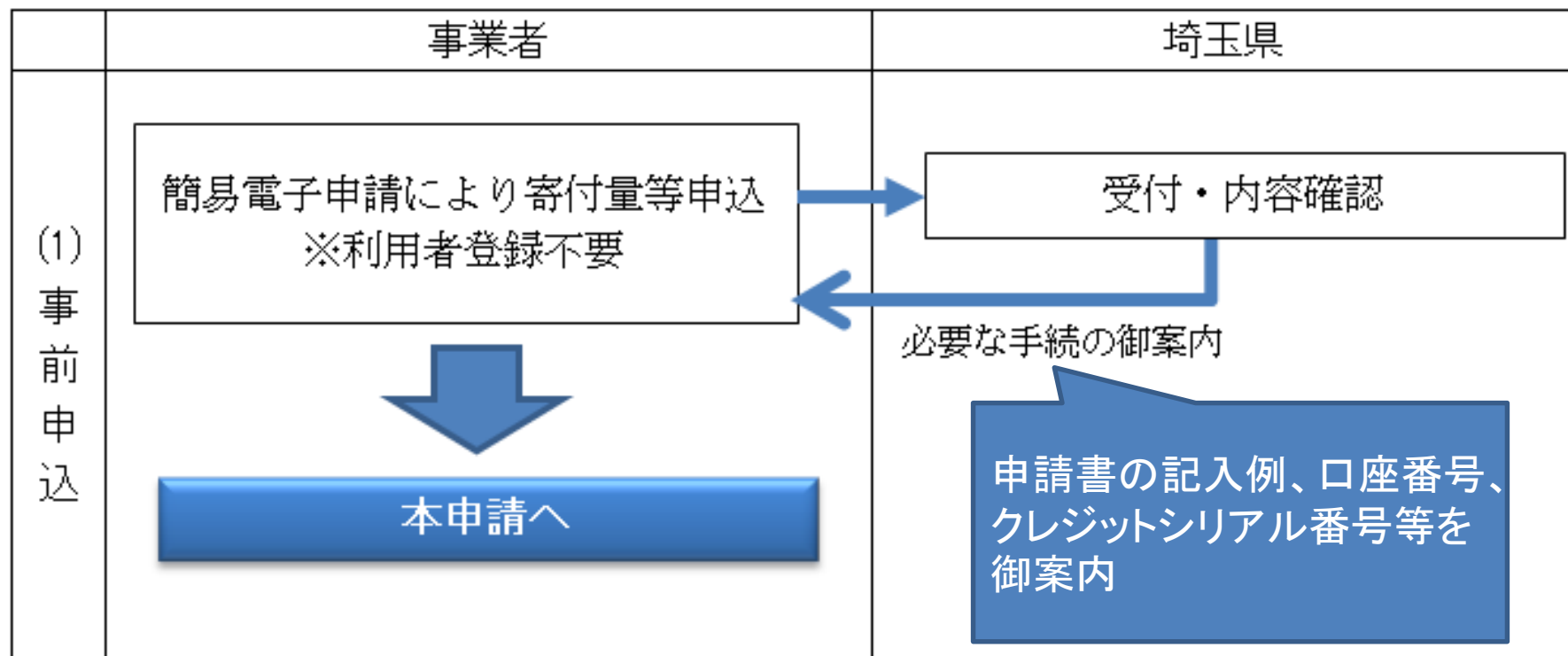
### 手続きの流れ



※県の寄付専用口座のクレジットをオフセットする大会に充当します。

## 2 クレジット寄付の実務

### 手続きの流れ (1) 事前申込①





## 2 クレジット寄付の実務

### 手続きの流れ (1) 事前申込②



# 埼玉県 電子申請・届出サービス

[手続き申込](#) | [申込内容照会](#) | [職責署名検証](#) | [利用者登録](#) | [ログイン](#)

[申請団体選択へ](#) [申請書ダウンロードへ](#) [ヘルプ](#)

## 手続き申込

[手続き検索](#) > [手続き一覧](#) > [手続き内容](#) > [メールアドレス入力](#) > [確認メール送信完了](#) > [申込](#) > [申込確認](#) > [申込完了](#)

STEP 1    STEP 2    **STEP 3**    STEP 4    STEP 5    STEP 6    STEP 7    STEP 8

### 手続き説明

この手続きはメールアドレスの確認はございません。  
下記の内容を必ずお読みください。

手続き名	クレジットの寄付の申込み
説明	東京オリンピック・パラリンピック競技大会及びゼロカーボン3デイズin2019のカーボンオフセットの申込みページです。 こちらの情報をもとに、詳細な手続きの御案内をさせていただきます。
受付時期	2018年11月1日0時00分～
問い合わせ先	温暖化対策課計画制度・排出量取引担当
電話番号	048-830-3044
FAX番号	048-830-4777

### 手続きの流れ (1) 事前申込③

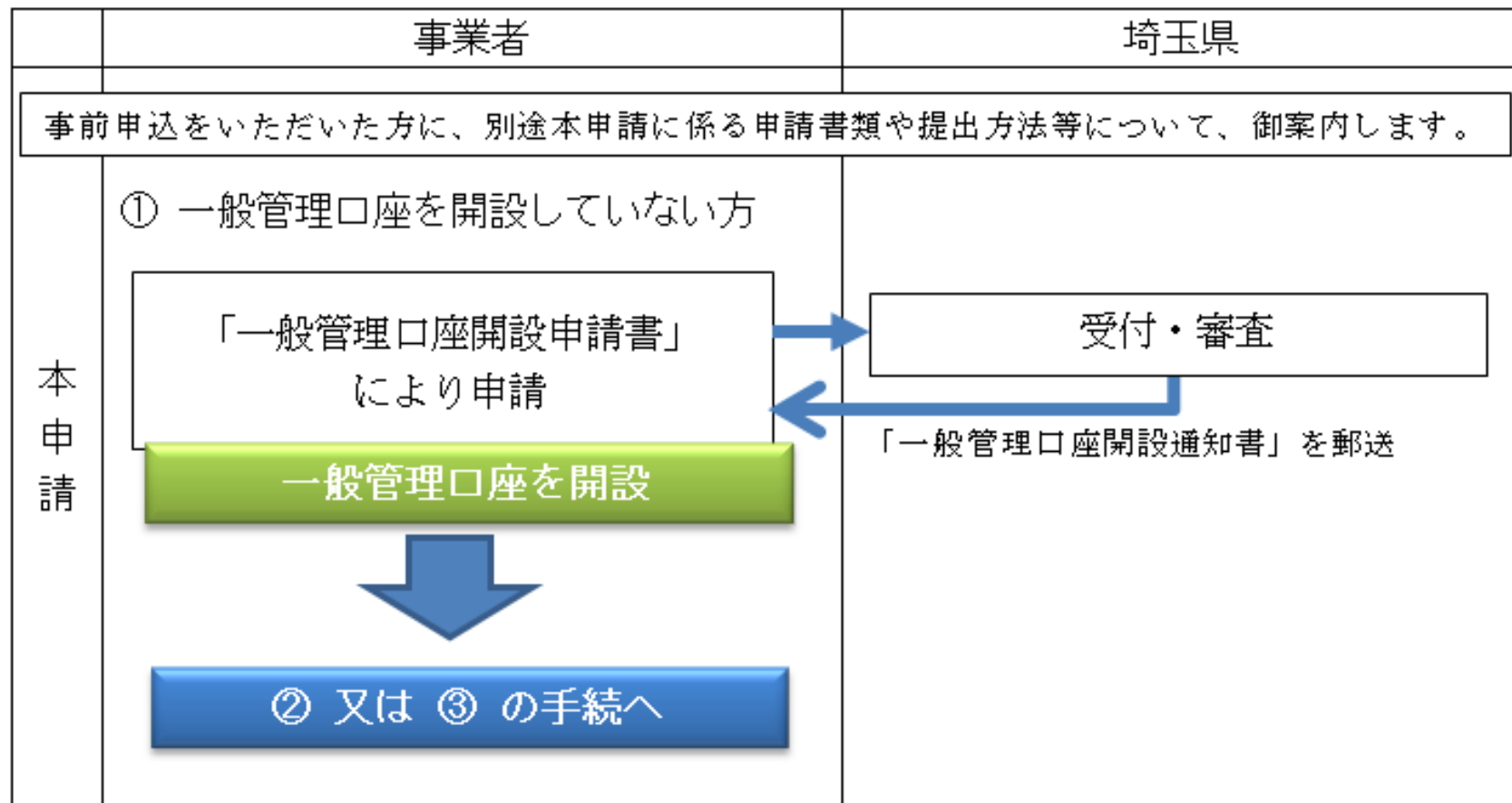
#### 簡易電子申請システムで入力する項目

- 申請者
- 事業者番号
- 寄付する数量
- 寄付するクレジットの種類（超過削減量、県内中小クレジット）
- 寄付の用途（現在、オリパラのみ、募集しています。）
- クレジットの移転元（指定管理口座、一般管理口座等）
- 担当者所属郵便番号
- 担当者所属住所
- 担当者所属
- 担当者名
- 担当者電話番号（+担当者FAX番号）
- 担当者メールアドレス

※本申請時に内容の変更も可能です。

## 2 クレジット寄付の実務

### 手続きの流れ (2) 一般管理口座の開設①



# 一般管理口座の開設（未開設の方のみ）

一般

一般管理口座は、取引（寄付）を行う事業者が開設（申請必要）。

クレジットの寄付を行う事業者は、一般管理口座を開設してください。

複数の大規模事業所を有する事業者であっても、開設は1口座でも構いません。

### 申請書類

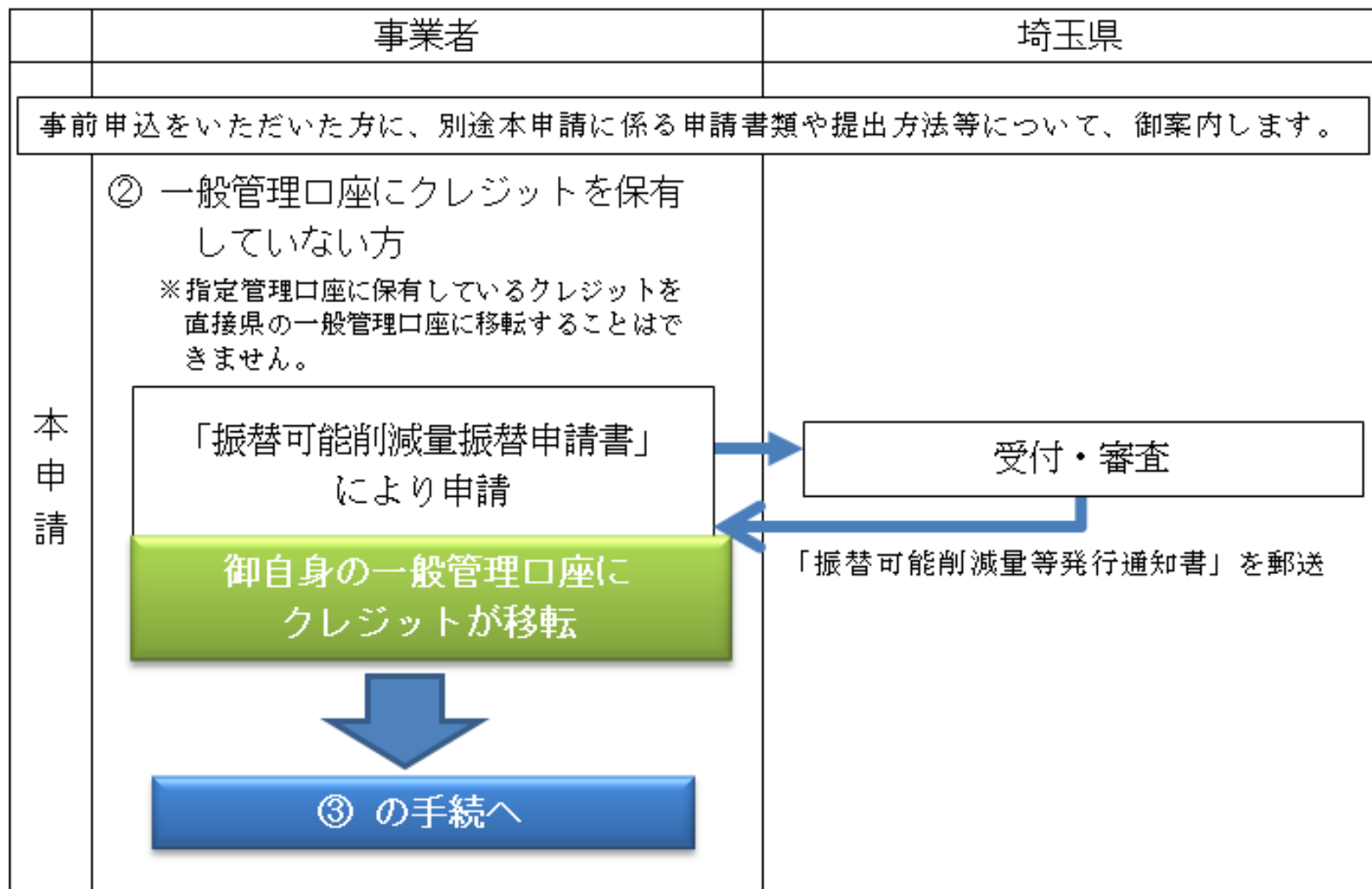
- ・ 一般管理口座開設申請書（代表者印の印鑑証明書と同じ印を押印する）
- ・ 印鑑証明書（既に提出している証明書から変更がない場合はコピーでも可）
- ・ 別添（口座の開設要件に係る事項、公表を希望する事項、関連付けを希望する指定管理口座等に関する情報）

開設されましたら、開設通知書をお送りします。

- ・大規模事業者以外に限り、計画期間ごとに更新申請が必要です。  
（平成33年9月までに申請）

## 2 クレジット寄付の実務

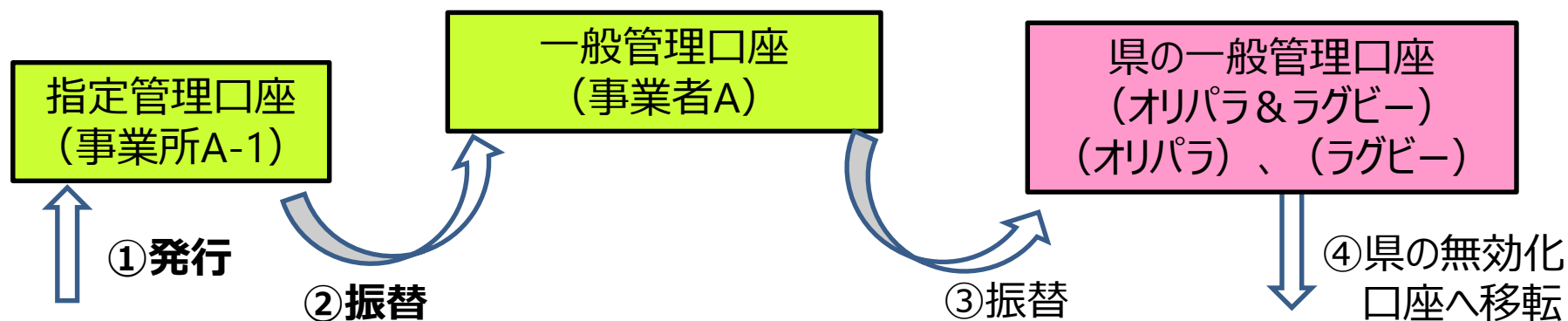
### 手続きの流れ (3) 自身の一般管理口座への移転



## 2 クレジット寄付の実務

# クレジット寄付に係る申請手続き

### 自社の超過削減量によるクレジットの寄付



- |   |       |                         |
|---|-------|-------------------------|
| ① | 申請者 A | 申請書 「振替可能削減量等発行等申請書」    |
| ② | 申請者 A | 申請書 「振替可能削減量振替申請書」      |
| ③ | 申請者 A | 申請書 「振替可能削減量振替申請書」      |
| ④ | 申請不要  | (③の申請を持って県が無効化口座へ移転します) |

- ※ ①は第2計画期間の途中で発行する場合のみ必要
- ※ それぞれの申請に対してその結果を県から通知します
- ※ ①～③は同時申請可能です
- ※ 県に寄付いただいたクレジットはお戻しできません。

制度対象事業所の目標達成に支障のない範囲での寄付をお願いします。

## 2 排出量取引の実務 発行申請（超過削減量）

計画期間の途中で超過削減量を発行したい場合は  
発行の申請を行います。

（指定管理口座に発行されます）

### ● 申請者

口座名義人又は口座管理者

### ● 申請書類

振替可能削減量等発行等申請書

※代表者の印は印鑑証明書の印を使用してください。

（口座に係る全ての申請に共通）

※基準年度及び発行を行う年度の排出量が確定している

（**検証が終了している**）必要があります。

※計画期間終了後は、知事が一括で発行を行いますので  
発行申請は**不要**となります。（第1計画期間分は発行済み  
です。）

様式第13号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先)  
埼玉県知事

さいたま市浦和区高砂  
〇〇-〇〇-〇〇  
株式会社〇〇  
代表取締役 〇〇 〇〇 印  
〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

振替可能削減量等発行等申請書

埼玉県削減口座簿取扱要綱第13条第4項、第5項、第6項の規定により振替可能削減量等の発行又は振替を次のとおり申請します。

口 座 番 号	110-100-00000000####-00	管理口座の種類	指定
口座に係る大規模事業所の情報(指定管理口座に限る。)	事業所の名称	株式会社〇〇 〇〇工場	
	事業所の所在地	〇〇市〇〇△△-△△-△△	
	事業所番号	〇〇〇〇〇〇	
振替可能削減量等に係る情報	種 類	超過削減量	
	発行又は振替の数量 振替可能削減量(超過削減量を除く。)の認定(認証)番号		
添 付 書 類	別添のとおり		
振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先	別添のとおり		
(受付欄)			

備考 受付欄には、記入しないこと。

(日本工業規格A列4番)

印鑑証明書の印

別添も記載が必要です

(様式URL)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/credityoshiki.html>

## 2 クレジット寄付の実務

# 振替申請（指定管理口座→一般管理口座）

### ● 申請者

クレジット移転元の口座名義人

### ● 申請書類

振替可能削減量振替申請書

### ● 添付書類

#### (1) 印鑑証明書

（既に提出している場合で内容に変更がない場合は不要）

#### (2) 振替可能削減量等の発行等に 係る情報の公表について **（任意）**

様式第11号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先)  
埼玉県知事

さいたま市浦和高砂  
〇〇—〇〇—〇〇  
住所 株式会社〇〇  
氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 **印**  
〔法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

振替可能削減量振替申請書

埼玉県削減量口座簿取扱要綱第13条第1項又は第14条の規定により振替可能削減量の振替を次のとおり申請します。

減少の記録される口座情報	口座番号	事業所の名称	管理口座の種類	指定
口座に係る大規模事業所の情報(指定管理口座に限る。)	110-100-00000000####-00	株式会社〇〇 〇〇工場	管理口座の種類	指定
口座に係る大規模事業所の所在地(指定管理口座に限る。)		〇〇市〇〇△△-△△-△△		
事業所番号		〇〇〇〇〇〇		
増加の記録される口座情報	口座番号	口座名義人の氏名又は名称(一般管理口座に限る。)	管理口座の種類	一般
口座に係る大規模事業所の情報(指定管理口座に限る。)	110-110-00000000####-00	株式会社〇〇	管理口座の種類	一般
口座に係る大規模事業所の所在地(指定管理口座に限る。)				
事業所番号				
振替の原因となった事由	埼玉県へのクレジット寄付のため			
振替希望日	平成〇〇年 〇〇 月 〇〇 日			
振替可能削減に係る情報	種類	超過削減量		
	振替の数量	〇〇t-CO <sub>2</sub>		
	識別番号			
1単位当たりの取引価格				
添付書類	別添のとおり			
振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先	別添のとおり			
(受付欄)				

(日本工業規格A列4番)

印鑑証明書の印

移転元の事業所情報を記載

記載なし

希望が無い場合は空欄

シリアル番号の希望がある場合に記載

記載不要

備考 受付欄には、記入しないこと。

別添も記載が必要です

(様式URL)  
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/credityoshiki.html>



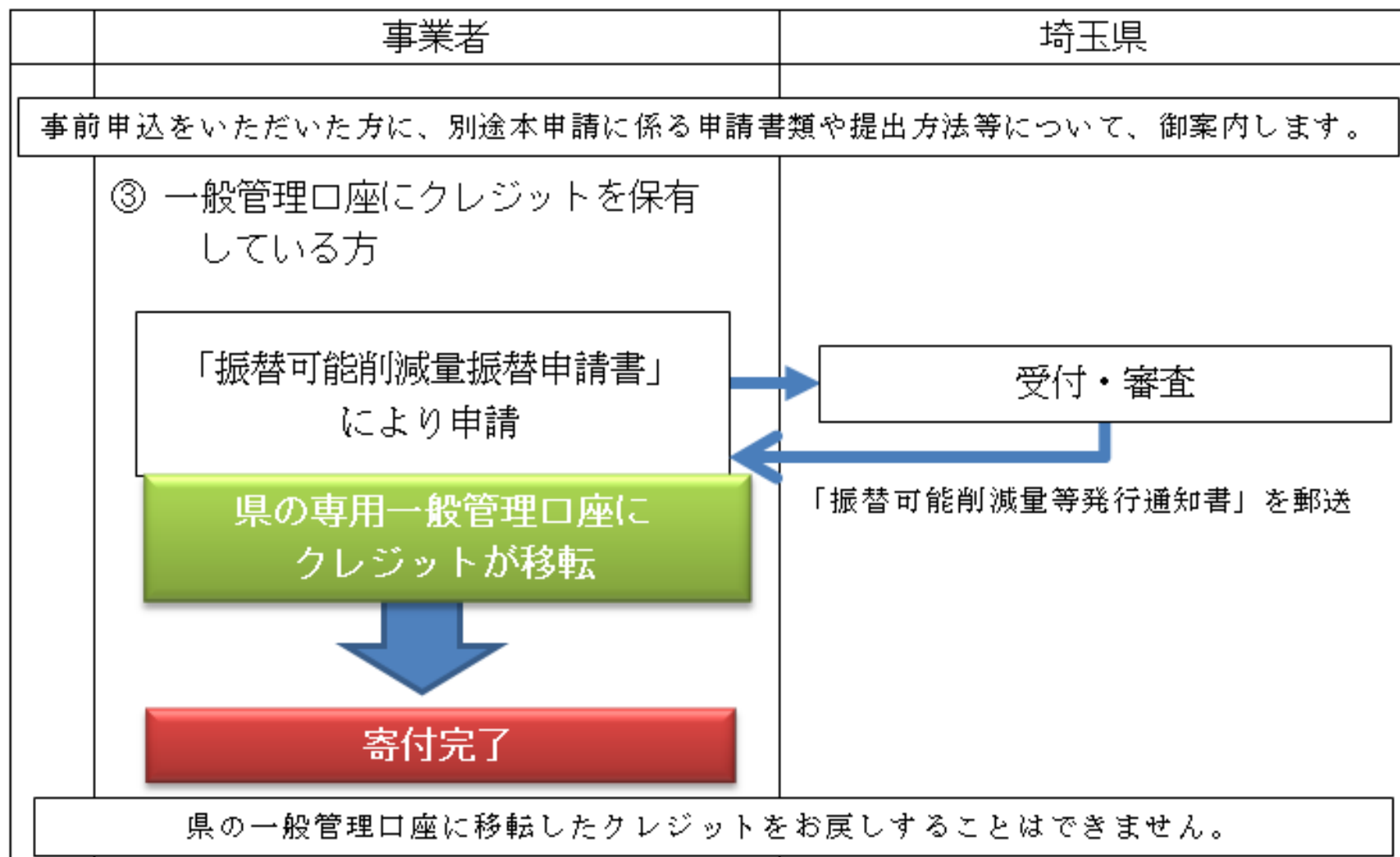
## 2 クレジット寄付の実務

### 振替申請（指定管理口座→一般管理口座）

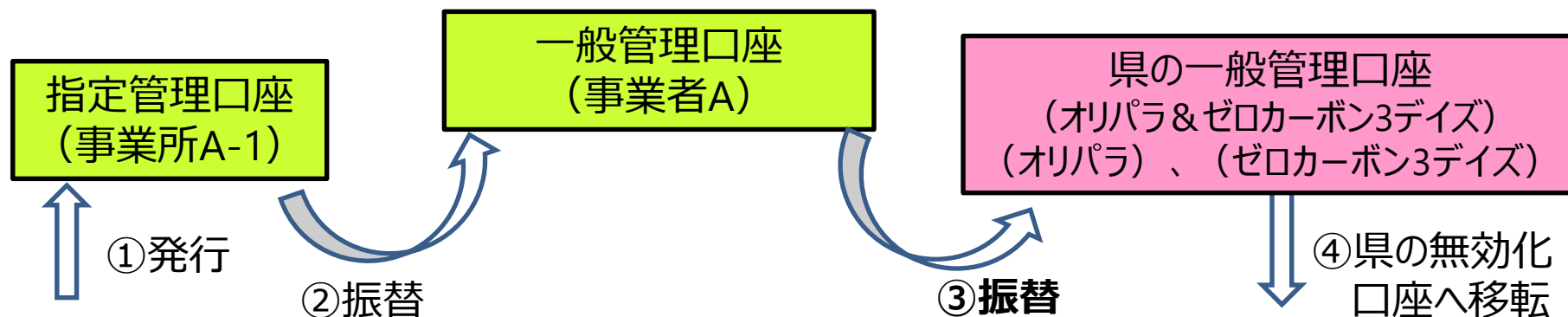
- ※ 「振替の原因となった事由」欄には「埼玉県へのクレジット寄付のため」と記載してください。
- ※ 寄付するクレジットは、識別番号（シリアル番号）を記入し、選択することができます。
- ※ シリアル番号の記載が無い場合は、シリアル番号の小さいクレジットから移転します。
- ※ 振替後の通知を申請者に送付します。

## 2 クレジット寄付の実務

### 手続きの流れ (4) 県の専用一般管理口座への移転



自社の超過削減量によるクレジットの寄付



- |   |              |                           |
|---|--------------|---------------------------|
| ① | 申請者 A        | 申請書 「振替可能削減量等発行等申請書」      |
| ② | 申請者 A        | 申請書 「振替可能削減量振替申請書」        |
| ③ | <b>申請者 A</b> | <b>申請書 「振替可能削減量振替申請書」</b> |
| ④ | <b>申請不要</b>  | (③の申請を持って県が無効化口座へ移転します)   |

- ※ ①は第2計画期間の途中で発行する場合のみ必要
- ※ それぞれの申請に対してその結果を県から通知します
- ※ ①～③は同時申請可能です
- ※ 県に寄付いただいたクレジットはお戻しできません。

制度対象事業所の目標達成に支障のない範囲での寄付をお願いします。

## 2 クレジット寄付の実務

# 振替申請（一般管理口座→県の管理口座）

### ● 申請者

クレジット移転元の口座名義人  
(寄付事業者)

### ● 申請書類

振替可能削減量振替申請書

### ● 添付書類

#### (1) 印鑑証明書

(既に提出している場合で内容に変更がない場合は不要)

#### (2) 振替可能削減量等の発行等に 係る情報の公表について **(任意)**

様式第11号

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先)  
埼玉県知事

さいたま市浦和区高砂  
〇〇—〇〇—〇〇  
住所 株式会社〇〇  
氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 印  
〔法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕

振替可能削減量振替申請書

埼玉県削減量口座簿取扱要綱第13条第1項又は第14条の規定により振替可能削減量の振替を次のとおり申請します。

減少の記録される口座情報	口座番号	110-110-00000000000000-00	管理口座の種類	一般
	口座に係る大規模事業所の情報(指定管理口座に限る。)	事業所の名称 事業所の所在地 事業所番号		
増加の記録される口座情報	口座番号	110-110-00000000000000-00	管理口座の種類	一般
	口座名義人の氏名又は名称(一般管理口座に限る。)	埼玉県(〇〇〇)		
	口座に係る大規模事業所の情報(指定管理口座に限る。)	事業所の名称 事業所の所在地 事業所番号		
振替の原因となった事由		埼玉県へのクレジット寄付のため		
振替希望日		平成〇〇年 〇〇月 〇〇日		
振替可能削減に係る情報	種類	超過削減量		
	振替の数量 識別番号	〇〇t-CO <sub>2</sub>		
1単位当たりの取引価格				
添付書類		別添のとおり		
振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先		別添のとおり		
(受付欄)				

(日本工業規格A列4番)

備考 受付欄には、記入しないこと。

印鑑証明書の印

記載しない

移転先の県の管理口座を記載

記載しない

希望が無い場合は空欄

シリアル番号の希望がある場合に記載

記載不要

別添も記載が必要です

(様式URL)

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/credityoshiki.html>

## 2 クレジット寄付の実務

# 振替申請（一般管理口座→県の管理口座）

### 【寄付専用の一般管理口座】

口座名義人 埼玉県（東京2020大会オフセット）

口座番号 110-110-9000000000000002-00

※ 「振替の原因となった事由」欄には「埼玉県へのクレジット寄付のため」と記載してください。

## 2 クレジット寄付の実務

# 振替申請（一般管理口座→県の管理口座）

- ※ 一般管理口座に複数の事業所のクレジットがある場合には、識別番号（シリアル番号）を記入することにより、どの事業所のクレジットを移転するか選択することができます。
- ※ 県内中小クレジットを寄付したい場合は、「振替可能削減量に係る情報」欄の種類を“県内削減量”としてください。
- ※ シリアル番号の記載が無い場合はシリアル番号の小さいクレジットから移転します。
- ※ 県は、寄付事業者の法人名称（一般管理口座の口座名義人）及び寄付量を県のホームページに掲載します。  
また、任意で寄付事業者の企業ホームページトップのURLも掲載することができますので、申請書別添「振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先」欄のうち「会社名」欄にURLを記載してください。
- ※ 振替後の通知を申請者に送付します。

## 2 クレジット寄付の実務

# 排出量取引に関する税務

埼玉県への超過削減量の無償提供に係る法人税法上の取扱いは以下のとおり（平成30年11月1日関東信越国税局口頭回答）。

無償提供をした日（当該事業者の一般管理口座から埼玉県の一般管理口座に移転した日）の属する事業年度に当該クレジットの無償提供時の価格に相当する金額を埼玉県に対する寄附金の額として損金に算入

（注1）大規模事業者が埼玉県からクレジットの発行を受けた場合（オフバランスの場合）には、上記の処理を行わなくても差し支えないものとされています。

（注2）当該クレジットの無償提供時の価格とは時価をいうこととなり、当該クレジットが埼玉県の一般管理口座に移転された日に近い売買事例等を参考として算定することになります。ただし、売買事例等の把握が容易でないことにより時価の算定が困難である場合には、事業者の帳簿価格を当該クレジットの価格として取り扱います。

- ※ 一般的な事例に対する回答ですので、個々の具体的な事例には適用されない場合があります。
- ※ 個々の事業者の申告内容等を拘束するものではありません。

## 2 クレジット寄付の実務

### クレジット御提供にあたっての御注意①

「東京2020大会のカーボンオフセット」への協力に係る寄付事業者は、IR報告等の法定書類にクレジットの提供の事実を記載できます。

詳しくは、下記へお問い合わせください。

●東京2020大会 への協力に関すること

【東京2020組織委員会 お問い合わせ窓口】

電話:0570-09-2020(受付時間:平日9:00~17:00 土日祝日、年末年始を除く)



## 2 クレジット寄付の実務

### クレジット御提供にあたっての御注意②

「ゼロ・カーボン3デイズin2019」への協力に係る寄付事業者は、IR報告等の法定書類に取組の名称及びクレジットの提供の事実を記載できます。詳しくは、下記へお問い合わせください。

- ゼロ・カーボン3デイズin2019 への協力に関すること
- 【温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当 お問い合わせ窓口】  
電話：048-830-3044,3049  
(受付時間：平日9:00～17:00 土日祝日、年末年始を除く)

### クレジット御提供にあたっての御注意③

寄付事業者様からの法定書類への記載を除き、本事業への寄付に協力いただいた旨公表ができないとお知らせしておりましたが、東京2020組織委員会等との調整により、以下のとおり限定的ではありますが、寄付事業者様からの公表が可能な内容につきまして、改めて整理いたしましたのでお知らせさせていただきます。

#### 【公表できる内容】

##### 寄付事業者様側が、埼玉県の実施に協力している旨を表明

※ 大会の権利とは関係ないため、すべての寄付事業者様同一の扱いです。  
(文章の例はP35, 36を御覧ください。)

#### 【公表できる媒体】

ホームページやプレスリリースなどの媒体で可能

#### 【公表できる時期】

クレジットの県の寄付専用の管理口座への振替終了(寄付の完了)後

### クレジット御提供にあたっての御注意④

(例1)

カーボンオフセットに係る埼玉県の実施に協力するために、クレジットを寄付しました。

(例2)

カーボンオフセットに係る埼玉県の実施「ゼロカーボン埼玉」に協力するために、●月●日に埼玉県に対し、埼玉県目標設定型排出量取引制度に基づくクレジット●●●tを寄付しました。  
埼玉県の実施に関する内容は、埼玉県のホームページ※をご覧ください。

(例3)

埼玉県が実施する「ゼロカーボン埼玉」に協力するために、●月●日に埼玉県に対し、埼玉県目標設定型排出量取引制度に基づくクレジット●●●tを寄付しました。  
埼玉県の実施に関する内容は、埼玉県のホームページ※をご覧ください。

### クレジット御提供にあたっての御注意⑤

(例4:ゼロカーボン3デイズのみにしたい場合)

埼玉県が実施する「ゼロカーボン3デイズin2019」の取組に協力するために、●月●日に埼玉県に対し、埼玉県目標設定型排出量取引制度に基づくクレジット●●●tを寄付しました。

「ゼロカーボン3デイズin2019」の取組に関する内容は、埼玉県のホームページ※をご覧ください。

※リンクを掲載する場合は、以下のURLとしてください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/zerocarbon-saitama.html>

(総合トップ > くらし・環境 > 環境・エコ > エネルギー政策・温暖化対策 > 目標設定型排出量取引制度 > 「ゼロカーボン埼玉」の実現に向けた取組について)

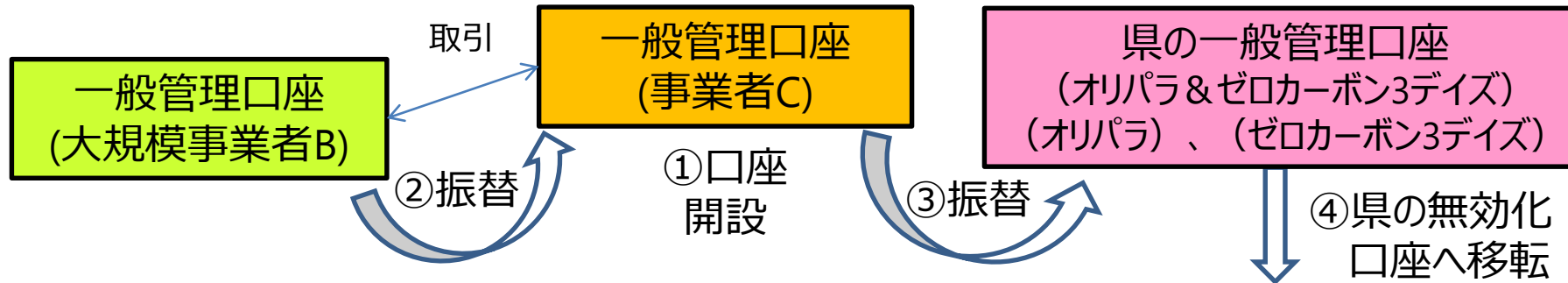
上記URLのページ「1. 取組の概要」をクリックすると、取組の内容が御覧いただけます。

### 3. クレジット寄付の実務 (大規模事業所以外向け)

### 3 クレジット寄付の実務（大規模事業者以外向け）

## 目標達成に係る申請手続き

### 他の事業者の持つクレジットの寄付



- |   |             |                         |
|---|-------------|-------------------------|
| ① | 申請者 C       | 申請書「一般管理口座開設申請書」        |
| ② | 申請者 B       | 申請書「振替可能削減量振替申請書」       |
| ③ | 申請者 C       | 申請書「振替可能削減量振替申請書」       |
| ④ | <b>申請不要</b> | (県が定期的に行い、結果はHPで公表されます) |

- ※ ①は一般管理口座を開設する場合のみ必要
- ※ それぞれの申請に対してその結果を県から通知します
- ※ B,Cの間に仲介業者等の一般管理口座が入る場合もあります

### 3 クレジット寄付の実務（大規模事業所以外向け）

## 振替申請（一般管理口座→一般管理口座）

- ※ 一般管理口座に複数の事業所のクレジットがある場合には、識別番号（シリアル番号）を記入することにより、どの事業所のクレジットを移転するか選択することができます。
- ※ シリアル番号の記載が無い場合はシリアル番号の小さいクレジットから移転します。
- ※ 振替後の通知は移転元の申請者にのみ送付します。

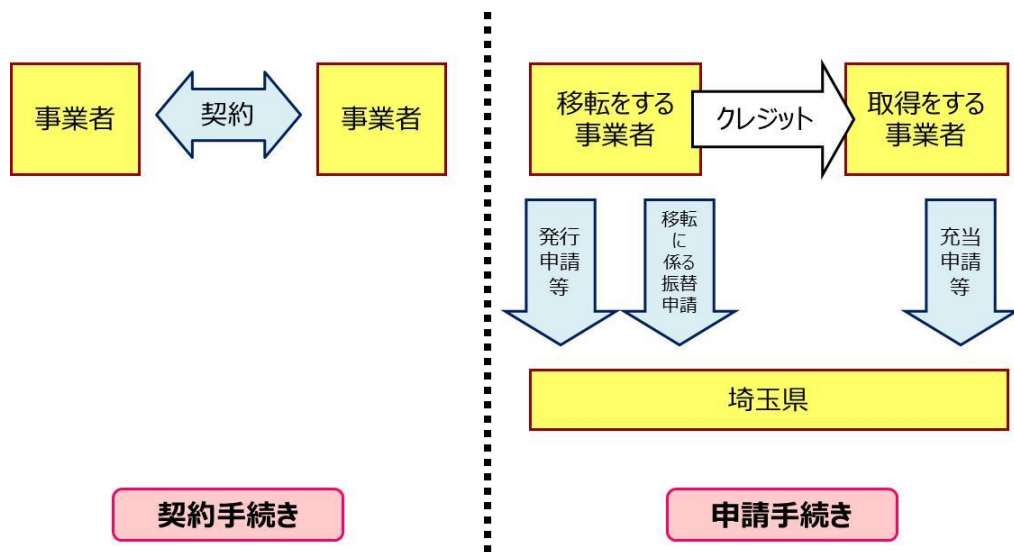
移転先事業者が確認するには次の方法等があります。

- ・移転元事業者に発行される振替通知書の写し
- ・移転先一般管理口座の口座簿記録事項等証明書

- ※ 記載された取引価格を個別に公表することはありませんが、一定量の取引が確保できた段階で統計処理をして公表します。  
（会計処理、税務処理の公正価格の参考とするため）

## 4-3 クレジット寄付の実務（大規模事業所以外向け） 排出量取引の基本について

- 県の排出量取引は相対取引である。
- 取引価格は、取引する当事者同士の交渉・合意により決定する。
- 取引価格に対する上限価格、下限価格等の制約はない。
- 契約手続きは取引事業者間で。移転申請手続きは埼玉県へ。





## 排出量取引における注意点

- **口座の準備をしましょう**
  - ・一般管理口座の開設
- **取引前にクレジットの保有状況を確認しましょう**
  - ・県HP、発行・振替通知書、**口座の証明書**で確認
- **取引にあたっては契約手続きを取りましょう**
  - ・契約書の記載事項が十分であるか確認
- ◎ **排出量取引に係る投資トラブルに気を付けましょう**

※排出量取引の詳細は、平成30年度排出量取引セミナー資料  
P 27～40を御参照ください。

クレジット寄付に関する税制上の取扱いについては、P 31を御参照ください。

## 本取組に関するお問い合わせ

埼玉県 環境部 温暖化対策課  
計画制度・排出量取引担当

TEL : 048-830-3044, 3049

FAX : 048-830-4777

E-mail : [a3030-03@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3030-03@pref.saitama.lg.jp)

エル・ジー

※本申請の御案内後の手続に関しては、  
専用枝番メール([a3030-18@pref.saitama.lg.jp](mailto:a3030-18@pref.saitama.lg.jp))にお問い合わせください。